

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、顧客、取引先、社員、地域社会等の様々なステークホルダーに支えられた存在であるという認識のもと、ステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、企業価値の極大化を目指しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化が経営の重要課題の一つであると位置付け、経営の効率性、透明性及び違法性を確保し、経営目標を達成するための経営組織体制を採用しております。

(2)コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、「経営戦略・監督機能」の取締役会と「業務執行機能」の執行役員制及び「経営監査機能」の監査役会でコーポレート・ガバナンス体制を構成しております。

・取締役会における経営の戦略決定及び監督機能を明確化し、意思決定の迅速化のため少人数構成(3名)としております。

・執行役員制及び事業部制を採用し、「戦略決定及び業務監督機能」と「業務執行機能」を明確に分離し、迅速でかつ適正な業務執行体制を構築しております。

・監査役会の経営監査機能を強化するため、高い専門性及豊富な実務経験を有する社外監査役2名を選任しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,530,200	7.34
株式会社群馬銀行	990,400	4.75
資産管理サービス信託銀行株式会社	830,200	3.98
ヨコオ取引先持株会	708,200	3.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	649,700	3.12
三菱UFJ信託銀行株式会社	595,800	2.86
ヨコオ自社株投資会	547,906	2.63
第一生命保険株式会社	451,600	2.17
株式会社三菱東京UFJ銀行	446,600	2.14
株式会社りそな銀行	445,600	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(a) 監査役と会計監査人の連携状況

当社の会計監査人は、有限責任あずさ監査法人であります。

監査役と会計監査人との間では、監査役会において年4回(各四半期末及び期末)会計監査人から監査及びレビューの実施報告を受けて協議を行うほか、当社各事業部及び国内外子会社に対する会計監査人監査の実施に際して常勤監査役が立ち会うなどの相互連携を図っております。

(b) 監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査を担当している内部統制担当部署と監査役との間では、内部統制担当部署が監査役監査を適宜サポートするほか、監査役が内部統制担当部署と、内部統制の整備及び運用状況等について定期的に会合を持ち、情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
小川 榮吉	他の会社の出身者								○	○
古田 徹	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指
----	------	--------------	--

		定した理由を含む)
小川 榮吉	<p>【fの補足】 当社定款第35条第2項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。</p> <p>【iの補足】 小川榮吉氏は、当社顧問弁護士である小川晃司氏の実父であります。</p>	法律の専門家(弁護士)として経営法務を中心に企業経営全般にわたる豊富な経験と知識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると考えております。
古田 徹	○ <p>【eの補足】 群馬総合スタッフ株式会社代表取締役社長を務めております。 なお、当社と同社との間に取引関係はありません。</p> <p>【fの補足】 当社定款第35条第2項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。</p>	上場会社の関係会社において、人事・採用・労務・総務・コンプライアンス等、一貫して人事・総務分野の業務に従事したほか、現在も企業経営の傍ら労働審判員を務めるなど、豊富な経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると考えております。 また、当社及び当社業務執行者からの明確な独立性も有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
該当項目に関する補足説明	
取締役賞与については、原則として事業年度ごとの業績に連動した金額とし、株主総会の決議を経て支給することとしております。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
取締役の報酬限度額は平成3年6月27日開催の第53期定時株主総会において、年額2億8千万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議され、現在に至っております。 なお、平成22年度に係る報酬実績は、取締役3名に対し151,200千円であります。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬等については、当社定款第29条の規定により株主総会決議によることとしております。
固定報酬である月例報酬は、株主総会において決議された総額(上限)の範囲内で、取締役会において社内基準により経営業績及び役員個々人の職務に応じた個人業績等を勘案し、妥当性を判断し決定しております。
また、取締役賞与については、原則として年度ごとの経営業績に連動した金額とし、株主総会の承認を経て支給することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

内部統制担当部署に配置した3名が、監査役会・取締役会に関する情報提供・相互伝達など社内監査役・会計監査人との連携強化をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【コーポレート・ガバナンス体制の構成機関】

(1)取締役会

戦略決定・業務監督を担う代表取締役会長・取締役副会長の2名、業務執行取締役である代表取締役兼執行役員社長1名の計3名により構成されております。

(2)執行役員

執行役員社長以下10名体制で業務執行を担っており、兼務取締役は執行役員社長のみであります。

(3)監査役会

常勤の社内監査役1名及び非常勤の社外監査役2名により構成されております。

(4)会計監査人

当社の会計監査人は、有限責任あずさ監査法人であります。

【コーポレート・ガバナンス体制の各機能】

(1)業務執行機能

・定例及び臨時の取締役会における戦略決定に基づき、執行役員が業務執行にあっております。
・執行役員・事業部長・主要部門長は、毎月定例及び臨時に開催される執行経営会議において、経営実績の報告・確認を行うほか、業務執行上の重要事項について審議・決定を行っております。

(2)監督機能

・代表取締役会長及び取締役副会長は、定例及び臨時の取締役会において、代表取締役兼執行役員社長または他の担当執行役員より業務執行の状況・実績について報告を受け、提案事項等について審議・決定するほか、経営実績確認会議・事業部会議等に適宜出席することなどにより、業務執行の監督を行っております。

(3)監査機能

・監査役は、毎月開催される監査役会において業務監査等に関する事項について報告・協議・決定等を行っております。
・監査役は、取締役会に出席し、必要があれば各々の専門性・知識・経験に基づき助言を行うほか、期初に定めた監査計画書に従って、または必要に応じて随時に、当社及び国内外子会社の監査を行っております。
・また、監査役会は、四半期に一度、執行役員社長による経営状況報告及び質疑応答を通じて、業務執行の適正性の確認を行っております。
・会計監査人は、定期(各四半期末及び期末)及び必要に応じて随時、当社、当社の国内子会社及び主要な海外子会社における往査のほか、当社の代表者及び最高財務責任者に対するインタビューを実施し、会計監査・内部統制監査を行っております。
・当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人において、直近事業年度(平成22年度)に係る監査業務を執行した公認会計士は、若林博史・兼松敏隆の両氏(両氏はいずれも指定有限責任社員業務執行社員)であり、同年度の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他11名であります。

(3)補足:監査機能の強化に関する取組み

・監査役監査を支える体制として、当社の内部統制担当部署が監査役監査を適宜サポートする体制をとっております。
・社外監査役については2名とも、当社との間に特別な利害関係はなく、実質的な独立性を有していると考えておりますが、客観的な独立性要件を考慮し、他の監査役の同意のもと、古田 徹氏を独立役員に指定しております。
・財務・会計に関する知見を有する監査役として、常勤監査役真下泰史氏を選任しております。また、法務面では、法律の専門家である社外監査役小川榮吉氏を、人事・労務・総務・コンプライアンス等の豊富な実務経験を有する監査役として古田 徹氏を選任しており、総体として幅広い分野について高い専門性・豊富な知識・経験を監査業務に活かせる体制としております。
・重要な業務の適法・適正な執行のため、常勤の社内監査役が執行経営会議に出席し、必要に応じて発言を行っております。また、執行経営会議における業績報告や業務執行上の重要決定事項等については、常勤監査役(または必要に応じて執行役員・各部門長等)が監査役会に報告することとしております。

(4)役員指名、報酬決定

・役員指名については、取締役会において社内基準により候補者を選出し、指名のための審査を厳正に行い決定しております。
・取締役の報酬等については、取締役会において社内基準により、経営業績並びに役員個々人の職務に応じた個人業績を勘案し、妥当性を判断し決定しております。ただし、報酬等の総額は定款の定めにより、株主総会決議によることとしております。また、取締役賞与については、前記「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」に記載のとおり、原則として事業年度ごとの業績に連動した金額とし、株主総会の承認を経て支給することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は現在、社外取締役を選任しておりませんが、現在の事業規模等から、現行の取締役会、監査役会及び社外監査役によって経営監督・監査機能は十分に発揮されていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様の議案検討に資するよう、原則として株主総会招集通知の発送を会日の3週間前に行っております。
その他	株主総会招集通知を発送日当日よりご覧いただけるように、当社ホームページに掲載しております。また、株主総会における説明をより分かり易くするため、パソコン及びプレゼンテーション用ソフトによるビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャーポリシー」において、情報開示の基本方針、情報の開示方法、将来の見通し及び沈黙期間について定め、これを当社ホームページ上に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期末及び期末)決算説明会を開催し、業績及び見通しの説明並びに質疑応答を行っております。全体概況は代表取締役兼執行役員社長が、財務概況は執行役員管理本部長が行うこととしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「IR情報」のページにおいて、トップメッセージ、決算短信等の財務情報、適時開示情報・ニュースリリース、CSRの取組み等を公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社におけるIR部門責任者は執行役員管理本部長であり、担当部署は広報・株式部であります。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・アナリスト・機関投資家の個別取材を広く受け入れております。 ・個人投資家への情報提供のため、「株主通信」を取引証券会社の一部店頭にて無料配布しております。 	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ガバナンスマニュアル」において株主権利の尊重を、「倫理行動規程」において役員・社員の行動基準を、「ディスクロージャーポリシー」及び「内部情報開示規程」においては、投資家をはじめとするステークホルダーに対して適時・的確な情報開示を行うことを、それぞれ定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境と調和の取れた事業活動を推進することが企業の責務であると認識し、積極的に地球環境保全活動に取り組んでおります。ISO14001の認証を取得し、さらに「環境マネジメントシステム」をグループの海外拠点にも展開し、ヨコオグループ全体での取組みを強化しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」において情報開示の基本方針等を、「内部情報開示規程」においてその具体的な開示方法等を定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システム構築の基本方針】

当社は、会社法及び金融商品取引法並びにそれらの関係法令等に基づき、以下のとおり内部統制システムを構築し、すべての取締役、監査役並びに使用人が、法令を遵守し公正でかつ透明性の高い企業活動を行うことを徹底する。併せて、企業価値の極大化を目指し、あらゆるステークホルダーの利益の最大化の実現に努力する。

【体制の整備】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、「倫理行動規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、全役職員に周知徹底し、定着に努める。また、「コンプライアンス規程」において内部通報制度を整備し、法令、定款または関連規程に反する行為の早期発見及び是正に努める。
- (2) 取締役は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度をとり、一切関係を持たないことを、「倫理行動規程」に明確に定めて全役職員に周知徹底する。不当な要求を受けた場合は、「経営危機管理規程」に基づき代表取締役の指揮の下、人事総務部が警察・弁護士等専門機関と緊密に連携して、これを断固として排除する。
- (3) 取締役は、各部門の業務プロセス等を監査し不正の発見・防止及びプロセスの改善を指導する部署として、内部統制担当部署を設置する。

2. 財務報告の信頼性を確保するための体制

代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築し、その監査、運用評価及び不備是正については内部統制担当部署がその任にあたる。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、その職務執行に係る情報について、関連法令及び社内規程に基づき適切に保存する。取締役及び監査役はこれらの文書を随時閲覧できるものとする。
- (2) 取締役は、情報の保存及び管理の適切性を維持するため、各組織における責任者を決定し、組織的、体系的に情報の保持及び管理を行うとともに、保存及び管理状況について、定期的にモニタリングを行う。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) より安定的で円滑な事業活動のため、多様化する損失の危険（リスク）についての把握・分析・計画策定・実行・評価・改善・レビューを行う「リスクマネジメントシステム（RMS）」を構築・整備する。
- (2) 「リスク管理規程」においてリスクマネジメント方針及びリスクマネジメント行動指針を定め、RMSの継続的向上に努める。
- (3) リスク管理委員会を設置し、執行役員社長が委員長を、人事総務部が事務局を務める。また、各本部及び各事業部にリスク管理責任者を、各部署にリスク管理推進委員を配置して、全社的運用を行う。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、企業ビジョン、中期計画、年度利益計画を承認し、その進捗状況を定期的に評価し、それをもとに資源再配分等経営戦略の意思決定を行う。
- (2) 取締役の職務執行権限と責任を明確にし、取締役会において取締役の職務執行状況の監督を行う。
- (3) 事業部制をベースとした執行役員制により、執行役員の職務分掌及び責任、権限を明確に定め、執行役員社長以下の執行役員に権限を委譲し、意思決定及び職務執行の効率化、迅速化を行う。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 監査役は、連結子会社を含めた企業集団について、「監査役監査基準」に基づき監査・改善・指導を行い連結子会社のガバナンスが確保できる体制とする。
- (2) 当社は、連結子会社における内部統制の実効性を高めるために必要な施策、指導及び支援を行う。
- (3) 当社内部統制担当部署は、当社および連結子会社の内部監査を定期的に実施し、その結果を当社取締役会および連結子会社社長に報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が職務を補助すべき使用人を必要とした場合には、内部統制担当部署に監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとする。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の人事異動および評価については、監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会、その他の重要な意思決定を行う会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況等重要事項について定期的に報告を求めるとともに、必要な情報の交換を行う。
- (2) 前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求められることができる。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役に対して法定事項に加え、当社及び連結子会社経営に重大な影響を及ぼす事項の発生または発生するおそれが認められた場合には、速やかに監査役に報告するものとする。
- (4) 監査役は、代表取締役と定期的に、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- (5) 監査役は、内部統制担当部署と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部統制担当部署に調査を求める。
- (6) 監査役は、会計監査人と定期的に情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に説明・報告を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度をとり、一切関係を持たないことを、「倫理行動規程」に明確に定め、全役職員に周知徹底しております。

方が一不当な要求を受けた場合は、「経営危機管理規程」に基づき代表取締役の指揮の下、人事総務部が警察・弁護士等専門機関と緊密に連携して、これを断固として排除します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成19年8月6日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(会社法施行規則第118条に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を決議いたしました。その内容及び、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みにつきましては、次のとおりであります。

1. 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社といたしましては、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しております。こうした大規模買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

2. 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社及び当社グループは、「常に時代の先駆者でありたい」という創立以来の理念のもと、めまぐるしく変化する情報通信業界の中で、「アンテナスペシャリスト」、「ファインコネクタスペシャリスト」、「高周波スペシャリスト」、「先端デバイススペシャリスト」という4つの顔を持ち、主要市場分野である自動車市場・携帯電話市場・半導体検査市場向けに当社独自の先進技術力を駆使し、革新的な先端製品を数多く供給してまいりました。このことにより、上記基本方針に示したとおりステークホルダーの皆様の利益・幸福を希求してまいりました。

当社及び当社グループは、企業価値のさらなる向上を目指し、経営の基本方針並びに中期経営基本目標を掲げ、さらなる事業拡大と収益力向上に取組んでまいります。これらの取組みは、基本方針の実現に資するものと考えます。

<経営の基本方針>

- 「品質第一主義」に徹し、最高品質と環境負荷物質ゼロ化により、「ヨコオ品質ブランド」を確立する
- 「技術立脚企業」として、アンテナ・マイクロウェーブ・セラミック・微細精密加工技術をさらに強化・革新するとともに、製品の付加価値向上に貢献する新技術を積極的に導入し活用する
- プロダクト・イノベーション(事業構造・製品構造の革新)、プロセス・イノベーション(事業運営システムの革新)、パーソナル・イノベーション(人材の革新)の3つの革新を推進することにより、「進化経営」を具現化する

<中期経営基本目標>

- ミニмум8(エイト)
- 売上高経常利益率・自己資本利益率・売上高成長率を8%以上確保
- 連結売上高300億円への復帰
経済危機以前の売上高水準である「300億円」の早期回復

<全社成長戦略の概要>

- 全社事業トメインの再定義
当社コア・コンピタンスである高周波、微細精密加工技術などの要素技術進化と、回路設計・ソフトウェア、MEMS、表面改質、新材料技術の導入・開発によって当社製品の技術集積度を高めるプロダクト・イノベーションを推進することにより、
 - 世界の3大主要産業(自動車、通信、半導体)への製品提供レンジを拡大し、
 - 安定成長を続ける医療機器市場への製品提供レンジを拡大し、
 - 路車間通信を基点とする情報・電力伝送などの社会基盤市場への製品提供レンジを拡大し、
 - 長期的競争優位の確保に向けた事業構造の高度化を図る。
- 経営執行の重点方針
 - 成長戦略の基本となるプロダクト・イノベーションを加速・本格化させる
 - 主力3事業(車載通信機器・回路検査用コネクタ・ファインコネクタ)のさらなる強化
 - 成長・収益の安定化に向けた事業ミックスの多軸化推進
 - 製品コア技術の進化と先端技術の導入
 - 事業力強化の基本となるプロセス・イノベーションを推進する
 - メーカーとしての事業競争力強化の要となる生産技術力革新
 - グローバル生産拠点の機能見直しと生産分担の再編成
 - 海外マーケットフロントラインの拡充と機能強化
 - 品質保証活動の質的強化による「桁違い品質」の実現
 - 収益構造改革をさらに加速させる
 - 固定費構造改革の継続推進
 - 変動費構造改革の推進
 - 経営指標のモニタリング体制を強化する
 - 「ミニмум8(エイト)」の実現
 - 経営管理指標リアルタイム化と業務効率化に向けた推進基盤となる全社ITシステムの整備・戦力化
 - パーソナル・イノベーションをさらに加速させる
 - グループ内人材の「プロフェッショナル人材集団化」の推進
 - より高い問題意識、より高い自立性・責任感、より高い倫理観をもって、自己改革をいとわず、より積極的に行動する

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は平成23年5月13日開催の取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本プラン」といいます。)の継続を決議し、平成23年6月29日開催の第73期定時株主総会において、本プランを継続することの承認を得ております。

本プランの詳細につきましては、平成23年5月13日公表の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」の「3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」をご参照ください。(当社ウェブサイト <http://www.yokowo.co.jp/ir/release/index.shtml>)

(a)本プランの導入目的と必要性

当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、不適切な買付行為でないかどうかについて、株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために当社取締役会が買付者と交渉を行うことを可能とすること、及び大規模買付ルールが遵守された場合及び

大規模買付ルールが遵守されなかった場合につき、基本方針に即した一定の対応方針を定めることを目的としています。

(b)大規模買付ルールの設定

本プランにおいては、当社発行済株式数の20%以上の株式を取得しようとする買付者等(以下「買付者等」といいます。)が遵守すべき「大規模買付ルール」(以下「本ルール」といいます。)として、株主の皆様が検討するうえで必要な情報の提供と時間の確保を定めることとしております。

(c)株主意思確認手続と対抗措置発動

買付者等が本ルールを遵守し、当社取締役会が検討の結果当該買付者等による買付提案に反対する場合は、対抗措置(新株予約権の無償割当て)の発動について株主の皆様意思を確認する手続(株主意思確認総会等)を実施することとしておりますが、当該買付提案が企業価値の最大化に資すると当社取締役会が賛同する場合は、対抗措置の発動は行いません。反対に、本ルールが遵守されなかった場合や、本ルールは遵守されているが当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものであると合理的に判断される場合は、株主の皆様意思を確認する手続を経ずに取締役会決議のみによって対抗措置を発動することがあります。

(d)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成26年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

(e)本プランの変更・廃止

本プランの変更については、上記有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議により行うことができます。

一方、廃止については、上記有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議によって行うことができるほか、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会における決議によっても行うことができるものとします。

4. 本プランについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会といたしましては、本プランは以下の点を充たしていることから基本方針に合ったものであり、したがって、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

(a)買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

(b)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

(c)株主意思を重視するものであること

(d)合理的な客観的発動要件の設定

(e)第三者専門家の意見の取得

(f)デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る会社方針

当社は、関連諸法令に則った会社情報の適時・適切な開示が上場企業の最も重要な責務の一つであるとの認識に基づき、社内の組織及び諸規程の整備を行い、これらの適正な運用により、迅速かつ正確な情報開示に努めます。

2. 組織・社内規程等

(1)組織

会社法・金融商品取引法をはじめとする法制の整備・強化に伴い、上場企業の情報開示には順法性・迅速性・正確性に加え、積極性に対する要請も高まってきております。

当社は、このような状況に対応するための組織として管理本部内に「広報・株式部」を設置し、取締役会による監督の下、代表取締役執行役員社長並びに情報取扱責任者(注1)である執行役員管理本部長の指揮により、適時・適切な法定情報開示及び積極的なIR等任意情報開示にも努めております。

(注1)東京証券取引所の定める有価証券上場規程第417条第1項に規定される者をいいます。

(2)社内規程

当社は、会社情報の取扱及び開示並びにインサイダー取引規制に関する社内規程を整備し、全社員共通の情報インフラを通じてこれらの規程を周知徹底しております。

なお、上記規程類については、年1回定期的に見直しを行うほか、関連法令の改正等に伴い必要の生じる都度、改定を実施しております。

3. 開示プロセス

決定事実については実質的決定前に代表取締役執行役員社長から執行役員管理本部長を通じて、また、発生事実については事実発生の確認後速やかに当該事実の第一次取扱部署の担当執行役員から代表取締役執行役員社長及び執行役員管理本部長を通じて、広報・株式部に情報が伝達されます。

広報・株式部では、当該情報に基づいて適時開示書類原案を作成します。作成に当たり必要と判断される場合は、顧問弁護士や東京証券取引所上場部に助言・指導を仰ぎます。

広報・株式部が作成した適時開示書類原案は、情報取扱責任者である執行役員管理本部長及び代表取締役執行役員社長の承認後、取締役会に付議され承認を受けます(ただし、内容的に適時開示義務のないものについては、取締役会への付議を行わない場合があります)。

取締役会の承認後速やかに、その承認された内容のとおり整えられた適時開示書類の確定版をTDnetにより東京証券取引所に提出します。

なお、緊急のため取締役会の承認を得ることが困難な場合には、代表取締役執行役員社長の単独承認に基づき適時開示を実施し、その後最初に開催される定時あるいは臨時の取締役会において報告し承認を受けることとします。

4. モニタリング

上記の適時開示体制の運用状況については、内部監査担当部門及び監査役が定期あるいは不定期に監査を行い、必要があれば改善のための助言・指導を行います。

